

愛知大学の創立者 本間喜一

——法学者としての軌跡——

石井吉也

〈愛知大学前学長・名誉教授〉

司会：大島隆雄 皆さんお待たせいたしました。本日はここに掲げられているとおり石井吉也先生から「本間喜一——法学者としての軌跡——」というご講演をいただくわけですが、現在私共は藤田先生を研究代表者とするプロジェクト、私立大学学術研究高度化推進事業オープンリサーチセンター整備事業というのをやっております。文科省から認可されている次第でございます。そのこともありまして、あとでも若干私が補いますけれどもまず代表者であられる藤田先生からご挨拶をお願いいたします。

藤田 ただいまご紹介いただきました藤田と申します。大島先生からもご紹介がありましたように昨年の5月、文科省のオープンリサーチセンターによって我々のプロジェクトが選定されまして、このプロジェクトを、実質的には昨年の10月から、それまでは準備段階とか文科省との交渉がございまして動けなかったんですけれども、半年間の期間ですが、昨年度の活動報告を今、年報として編集中であります。ちょっと遅れてしまっておりますけれども。連休明けか5月中にはぜひ出版したいと思っております。

このプロジェクトの中で基本は東亜同文書院の分野なんですけど、愛知大学の成立史も東亜同文書院とは切っても切れない関係がございまして。とりわけ今日石井先生にお話しいただく本間先生が、いろんな意味で愛知大学と東亜同文書院の接点、それから本学の実質的な創設者であるということでありまして、そういう点では愛知大学史のほう

も併せて充実させていきたいということでもあります。それまでは東亜同文書院に関しましては展示施設だけしか愛知大学の中では認められていませんでしたけれども、これを機会に研究機能も少し付け足そう。それから愛知大学史のほうも年史がいろいろ出はおりますけれども、さらにいろいろな視点で充実をさせていきたいということでもあります。

そして主に大学史のほうは年史のまとめ役でもありました大島先生にご登場願って、いろいろ企画を練っていただいて進めてまいります。まあこれまでもいくつかございましたけれども、今日は本学の学長であられた石井先生をお呼びしてお話を聞くというプランを立てていただきました。本間先生が愛知大学の経営者であるとか経営的なセンスを持っておられたとか、あるいは教育者であるというようなお話はこれまでも随分ございましたけれども、学問的な内容に関しましてはその陰に隠れていた部分がございまして、石井先生のお話を通じましてそういった内容に関していろいろお話を伺うチャンスでございます。どうぞ今日はおゆっくりとご静聴いただきまして、またご質問等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

司会 今藤田先生からご説明がありました通り、愛知大学は東亜同文書院の後身大学でございますので、愛知大学、特にその初期についての研究をしなければ東亜同文書院の話も完結しないという関係にあるかと思ひます。そのことで私が引

き受けさせられたんですか、では何を研究したらよいかということになりますと、初期の愛知大学の創立者、本間喜一、小岩井淨、林毅陸の3先生がおられるんですけども、それについての学問的な、彼等がどのような学問をされていたのか、あるいはどのような考え方・思想を持っておられたのか、そういうことをはっきりさせなければならぬ。かつて50年史を苦勞して編みましたが、あの段階ではまだそこまで立ち入った研究ができておりませんでした。反面この3創立者から教えを受けた人達が愛知大学にいる。その高弟達もすでに相当の年になられている。そうしますと今のうちにそういう高弟達からお話を聞き研究するということを逃しては、あとあと我々の世代は何をしていたんだというふうに言われかねない。

そこで大学としましてはそういう一連の研究を始めたわけでありまして、すでに昨年度藤城先生から小岩井さんのお話をお聞きしました。また本間先生のお嬢様でいらっしゃる同時に秘書でもあられた殿岡晟子さんからいろいろな話をお聞きしました。今回石井先生からは少し難しい話になってくるかと思いますが、本間先生の学問や思想にまで立ち入ってお話しいただけるのではないかと期待しております。

そこで石井先生のごく簡単な略歴と業績をお話させていただきますが、石井先生は昭和6年に三重県でお生まれになり、愛知大学には昭和26年に入学されました。その後マスターコース私法科専攻に進まれまして、マスターを昭和34年に終えられました。その後は名城大学の非常勤講師とか浜松短期大学の専任助教授とかになられたわけですが、愛知大学には昭和42年に助教授として戻られまして、あと47年には教授になられ、その後担当は商法でございますが順次法経学部長等を務められながら昭和62年に学長になられました。これは前学長の浜田先生のあと、その残任期間ということで半年なられました。そして特に平成4年、第13代学長に就任されまして、これは

2期続いて8年間学長をされ、特に三好移転の問題というのは大変な問題だったんですけども、ご苦勞をされた次第でございます。その後平成13年（2001年）に愛知大学を定年退職され、その後は朝日大学に移られまして、そこの博士課程担当者として今日に至っておられるわけでございます。と同時に愛知県弁護士会に所属される弁護士としても活躍しておられます。

先生の専門は一言で申しますと商法なんですけれども、その中でも運送法の研究というのが中心になっておりまして、それはいずれも本間先生の薫陶を受けられた結果でございますが、そういう商法・運送法、あるいは取締役の責任論といった面にわたって数多くの著作・論文がございます。

以上はなほだ簡単でございますが石井先生のご経歴の紹介とさせていただきます。それでは石井先生よろしく願いいたします。



石井 石井でございます。連休の始まりに大島先生がセットされましたが、連休にかかわらず私の話を聞いていただくことになり感謝申しあげます。本間先生には実質大学4年生の時から大学院を通じて、それから教員になってから、95歳で先生が亡くなるまで教えを受けたわけでございます。大学院で商法、特に手形法を専攻するというで始めたわけですけども、私にとって本間先生は商法の先生にとどまらず人生そのものの教師ですので、そういう面での話は今まで色々なところで話しております。今日は、本間先生の法学者としての軌跡、基本的には法哲学者として法哲学研究と法哲学という視点から商法を、一橋大学時代及び本学でおやりになった。愛知大学の学長を辞められてから法哲学研究を再開しようということで、私としては自分の専攻の商法をやるのに精一杯でしたが、先生の強い希望もありお付き合いしました。残念ながら未完で終わったんですけども、あとのところのフォローについては本学の法哲学の教授である西野さんに、残された本間

先生の文献から結論を出していただくと考えております。

先ほど言いましたように私も75歳になり、話の途中で脱線していくことが多くなったんですけれども、なるべく脱線しないように話していきたいと思います。本間先生の75歳の時といいますと、まだまだ回転がはやくバリバリでしたが、脱線はよくしました。東京へ行く話をしている途中で脱線しだして、私もその脱線の話が面白いものですから意識的にそちらのほうへ持って行って、気が付いてみれば大阪に着いていた。先生は笑いながら「君そういうことだよ」と。「前田君（民法教授）を誘って今から飯を食いにいこう」ということで終わることが多かった。まあ今日はそういう話はさておきまして、本間先生の法学者としての軌跡を手元にお配りしたレジメに従ってお話ししたいと思います。

1. 東京帝国大学法科大学学生時代

——明治45年(大正1年)～大正4年(1915)

若干法学者としてやり始めるまでの経緯を、なるべく簡単に触れたいと思います。本間先生は東京帝大の法科大学に明治45年(大正1年)に入学され、大正4年に卒業されました。入学の年から東大の法科も入学試験を行なうということになったらしいんです。それで高等学校で遊び呆けていたのは戦々恐々として、京都大学は無試験なのでそちらの法科のほうへ変わったという人もいたようでございます。大正4年組というのはこの時代で一番傑出した連中が揃っていた。1期下の大正5年組で、本学において私も指導を受けた海商法の小町谷操三先生に聞きますと、大正4年組は非常によくできた。一高、東大を通じて友人であった田中耕太郎は東大の商法教授で、それから刑法の小野誠一郎、この人も東大教授です。ただ2人はものすごく仲が悪い。本間先生も中に入って苦労された。その他本学で言えば海商法の、早く亡くなった竹井廉先生、それから裁判官定年後本

学に来られ、学長をやられた脇坂雄治先生。この方々も大正4年組です。先生に言わせればこの当時の東大は、まあ今でもそうですけれども官吏の養成所であった。従って卒業すると大半が検事・裁判官になったということです。

どういう先生に教わったかというのと、一番多く教わったのは松本丞治先生です。日本の商法は岡野敬次郎から始まってこの松本丞治先生で初期の日本商法学が確立する。この松本先生のお弟子さんが、先ほど言った田中耕太郎。松本先生の娘をもらった方でありまして、最高裁の長官になります。この松本先生に民法・商法・ドイツ法を教わりました。憲法は天皇主権説の上杉慎吉です。先生に言わせれば当時の東大の法科の教員の中では一番いい男だったと。いい男というのは色男だということなんですけれども。ただ憲法は初めの3箇条しか講義しなかった。行政法は天皇機関説の美濃部達吉です。二人は当時から憲法についての競争講義を行い人気があった。国際法は寺尾享。この方は秋学期になって出ていったらいなかった。孫文革命を応援するために東大を辞めて中国へ行ってしまったということでもあります。その他ローマ法は春木一郎。博学の方でこの方にもいろいろ本間先生は質問しているんですね。こういう方々に教わった。

本間先生の性格は皆さんもご存じのように、頭の回転が速いことは当然ですが、茶目っ気があるんです。それと議論好きなんです。松本先生に民法・商法を教えてもらうわけですが、松本先生の講義が終わると毎回のよう質問に行くわけです。松本先生もそれを待ち構えている。また本間が来るということで。質問すると「君の意見はどうだ」と。本間先生がこうこうじゃありませんかと精一杯答えるわけです。そうすると松本先生はじっと聞いていて、本間先生が思いもつかないようなところを指摘してポンと反論する。そして煙に巻いてしまう。本間先生はまたやられたと感えている中を松本先生は颯爽として去っていく。下宿へ帰ってきて考え直すとどうも先生に騙された

ということになるんですけれども、悪い気はしない。やっぱり性格がよく似ていたんですね。だから松本先生にはしょっちゅう質問に行っては奇問をぶつけられて煙に巻かれたと。後年本間先生も松本先生仕込みの奇問を私にやるわけです。先生が質問するとこちらは精一杯で、答えるのがやっとなんですけど、その答えを聞いていてニコニコ笑いながら、それじゃこういうところはどういふうに君考えるかと。そこまで行きません。もうきりきり舞いさせられる。すると先生が「もうちょっとこの方面の勉強もしたほうがいいね」と言うんです。他のところでもやっていたようなんですけれどもそういう茶目っ気があって、決して学生を叱ったりすることはなく、勉強させようという気持ちから松本流のそういう講義をなさった。しかし、私も先生の性格が分かってくる。特に大学院を出て教員のはしくれになりますと、ある程度先生のやってくるのが分かりますから、こちらはそれにパッと答えると、先生はつまらなさそうな顔をするんです。先輩の前田耕造教授も本間先生の教えを受けていたのですけれども、ある時私に「君だめだ」と。「君を困らせるのが楽しみなんだから、騙されたふりをせい」。前田さんは私より4才ぐらい上なんですけど、大物だと思った次第です。

2. 東京地検・裁判官時代

——大正4年～大正9年3月（1920年）

本間先生は議論好きで、田中耕太郎先生と議論しても、「田中君はいいものを書くけれども口下手だから、議論では負けたことはない」と言っていました。それで卒業となり、そういう議論好きということからだと思うんですけれども弁護士を志望する。当時の東大法科の卒業生としては異色の道を歩こうとしたんです。ところが父親にそう言ったら、「帝大まで行って何だ、代弁か」と。その当時の弁護士の社会的な地位は低かったんですね。それで親孝行のつもりで司法官試験を受け

たんです。司法官試験は1番で合格し、先生とすれば裁判官のほうに回してほしいんですけれども、成績のいい順に検事局に回されて予審検事をやらされるんです。大正6年には大きな選挙違反事件が起こって、それは面白かったそうです。しかし検事というのは結局慣れてくると、「あいつはもう落とされた」とか、「まだ落ちないのか」とか、そんな話ばかりらしいんですね。非常に気持ちが荒んで性格に合わない。それで当時東京地裁の所長だった三淵忠彦先生に頼んで、裁判所のほうに代えてもらった。三淵先生は創立当時本学の顧問になってもらった方ですが、初代の最高裁長官で、本間先生を事務総長に引っ張っていった方です。会津藩の家老の出です。本間先生は米沢藩の下級武士の末裔。三淵先生とすれば隣藩の将来有望な末裔が入ってきたということで本間先生に大変期待したと思うんです。それから三淵先生の薫陶を受けることになります。本間先生に対する教えは、「本間君、天下の王道を大手を振って歩こう。霸道はだめだ」。つねにそういうことだった。これは本間先生の人生訓になります。いろいろところで先生はこの「王道」という言葉を使っておりますが、三淵先生を尊敬し、人生のお師匠さんであったと言っております。そこで裁判官になって裁判を担当しますが、その当時の裁判官というのは、まあ今でもそうですけれども先例・判例重視で、ただ先輩がやった判決をそのまま当てはめる。「裁判官徒弟制度」、「化石のような連中ばかりだ」ということを言っております。当時はまだ法律が充分整備されていない。利息制限法もやっとな大正8年に制定された。その前の段階でどれだけの利息を認めていいのか。それと事実認定の点で、原告の言い分、被告の言い分、そういうものを聞いていくとますます迷う。先ほど言いましたように簡単に形式的に事実認定をしてしまえばそれでいいんですけれども、先生は真面目に誠実に取り組むものですから、判決を書くのに大変苦勞するんですね。そういうのが続いて、顔が痩せこけてノイローゼの寸前までいく。この

ままいけば死んでしまいそうだと。やはり自分ができないのは法の基本を勉強してないからだ。法の基本理論・法哲学を勉強する必要があるんじゃないかと思いついた。しかし裁判官をやりながらそういった基礎法的なものを勉強する時間は到底ない。その頃ちょうど東京高等商業学校が大学に格上げになって、東京商大になる。その頃に三瀧信三という一高、東大の、先生より10年ぐらい先輩でこの方も米沢藩の末裔なんですけれども、東大の民法の教授で、東京高商とか早稲田の非常勤講師をやっていた。本間先生も三瀧先生に頼まれて非常勤講師をやったというような関係だったらしいんです。三瀧先生から、東京商大で商法の担当を探しているので行かないかということで、東京商大専門部に教授として赴任するんです。本間先生がもっと要領を考えた人であれば、田中先生が1番で2番は本間先生ですから、充分東大に戻ることができたと思うんですけれども、本間先生はそういうことを考えないんですね。勉強できるところならいいということで東京商大に入る。

3. 東京商大（一橋大学）教授時代

——大正9年～昭和11年12月(1936年)

そこで商法を担当するんですけれども、それはちょっとあとにしまして、法哲学の研究を始める。東京商大にはほとんど法哲学の本はない。いろいろ苦労しながら外国文献を勉強していくわけで、まずヘーゲルの法哲学を読んだらしいんです。ところがヘーゲルの言っていることは「さっぱり分からん」と。自分は法哲学もできないのかと悩むんです。本間先生はヘーゲルをあきらめて、いわゆるハイデルベルクを中心とした西南ドイツ学派の法哲学者のほうに研究を進めていきます。ヴェンデルバント、シュタムラー、リッケルト、ラスクと、そういう法哲学者のものを読みながらロードブルフに出会うわけです。ロードブルフは本間先生より19歳上で1947年に死亡しています。ロードブルフが書いた Grundzüge der Rechtsphilosophie

(法哲学綱要) 第2版が1922年に出版したが、その1版1914年に出版のを読み始めて、「よく分かる」と。私も読めと言われたが私はよく分からなかったんですけれども。要するに本間先生に言わせるとこのロードブルフという人は刑法学者で、ワイマールの刑法草案を起草した実定法学者なんです。他方法哲学においても、いわゆる相対主義の立場から法哲学を構築する。実定法学者の法哲学であるのでよくわかるということなんです。これに熱中するんです。昭和元年に本間先生は火事で家が焼けてしまう。その時何も持たずに長男の忠彦さんを連れて空き地に避難する。しかし、懐に手を突っ込んだらロードブルフの1冊が入っていたという、それぐらい熱中した。このことは東北大学の法哲学の教授で戦後名古屋で弁護士を開業した広浜嘉雄先生、私は私法の1期生で広浜先生に私法学原理で大変絞られたんですけれども、この広浜先生が、私が本間先生の弟子だということを知って話してくれたんですけれども、「本間さんは法哲学について専門家顔負けの力を持っている」と。本間先生は東京商大で教授をしながら東北大学のほうに非常勤講師で行っていたようなんです。1期下の商法の小町谷先生に頼まれて行ったんですけれども、東北大学へ行くと広浜先生の研究室に入り込んできて、そこで法哲学の議論をする。ある時東京へ帰る夜行列車の中でばったり会った。広浜先生が寝ようと思ったら本間先生が横へ座り込んで法哲学の議論を始め、結局寝ずに上野駅に着いた。広浜先生は「本間先生はただの商法学者じゃない」、「本間先生が来いと言ったから私はこの愛知大学に来た」。それぐらい法哲学についての造詣は深かったわけです。特にロードブルフの第2版がちょうど1922年に出版んですが、これだけを持ってドイツのベルリン大学本科生に入学したというぐらいなんです。

ロードブルフの法哲学で一番本間先生に影響を与えたのは、法概念の定義方法です。これはロードブルフが言い出したわけではなく、リッケルトの学説をロードブルフが参考にし、それに本間先

生が共鳴したということなんです。物の概念を定義する仕方でありませけれども、Nominaldefinitionと Realdefinition（形式的な概念と実質的な概念）、両者が合わさって1つの概念が構成される。しかし重要なのは枠組みを決める概念、Nominaldefinitionのほうである。枠組みを決める選択基準をどこに置くのか。帰納法的でなく、演繹法的に、先験的に概念の目的を定め、目的の範囲内で中身を詰めるのが、実質的な Realdefinition。従って Nominaldefinition は王者である。範囲を決めるわけだから自由に決められる。ただそれが学問的に評価できるかどうかは別問題。この法概念の定義方法が、その当時本間先生に一番大きな影響を与えています。それに従って、法とは社会正義の実現のために作った法則だと、一応の法の概念を導き出すわけです。

余談になりますが昭和26年に私は法経学部の法学科に入りました。その当時教養の社会科目は法学・本間喜一、政治学・小岩井浄、社会学・秋葉隆、社会科学概論・森谷克己。あとの2人は京城帝大から来られた方ですけれども。愛知大学が発足した当時の、愛知大学を代表する方々であったことは間違いない。そういう方々が教養の法学、政治学、社会学、社会科学概論を担当した。それだけ大学が意気込みを持って教育にあたっていたと思うんです。本間先生は先ほど言いましたように茶目っ気があるし、冗談好きでありますからこの法概念の Nominaldefinition と Realdefinition の、演繹法と帰納法の違いについて、本間先生らしい例を挙げたわけです。1つは赤旗。1つは女性の腰巻。この2つの概念を、要するに帰納法的にいけば共通するのは単なる赤い布になってしまう。しかしその目的から見れば、赤旗は労働者が団結しようという象徴としての目的を持っている。そこに赤旗の意義がある。腰巻は女の人が着物の下に着けてチラッとその裾からのぞかせる。男共を引きつける役割がその目的であって演繹法によって初めて両者の概念が明確になると。1年坊主の私達はそんなことはさておいて、赤旗と腰巻とい

うことでみんなワアワア笑う。レポートを出すことになる大半が、「先生の講義の中で一番面白かったのは赤旗と女の腰巻の話だった」と。先生はうんざりしてあとで私に「あの話はやめたほうがいいか」と言うもんですから私は事例を変えたほうがいいと。ラードブルフはこの例として、狼と犬をかけ合わせてハーフを作る。それは犬かどうか。犬の場合にはドッグタックス、税金の対象になる。ペットとして飼えば自動的に犬としての税金を払う対象になると、こういう例を挙げているんですけれども、まあどちらのほうがいいのか、それは1つご判断を願いたいと思います。いずれにしても赤旗と腰巻は、先生の法学の講義を聞いた連中は誰も忘れないぐらい強烈な例だったと思います。ただ今の学生にこんな例を挙げたって赤旗も分からないし、女の腰巻と言っても分からない。その当時の学生はみんな知っていたんですね。そういう点で時代を感じるわけですがけれども。いずれにしてもそういう法概念の定義方法を目的におき、その目的がどうであるのかということで具体的な内容を研究していく。本間先生としては「法の目的は正義。社会が正義を実現するために作った法則である」と。従って法が正義に反する場合には、従うべきではないと。この点若干ラードブルフと違うわけですね。ラードブルフも正義ということを行っているんですけれども、目的については彼は個人主義とか団体主義とか、そういうものを挙げている。これでは統一できない。統一させるためには国家権力が必要であると。従って当然法的安定性というものが重視される。ラードブルフは裁判官に対してはいわゆるローマ法以来の「悪法もまた法なり。裁判官は法律をそのまま適用すべきである」と言っております。本間先生の場合は「悪法は法ではない。法としての効力はない」。正義に反する法律は法として認める必要はないということなんです。

ただ後年、ラードブルフも亡くなる前にはこの点について修正をしております。「ヒトラーの作った法律もあなたは認めるのか」と言われてだい

ぶ困ったということをお聞きしましたが、私も読んだことがあります。しかしこの時点では、それでは正義の中身はどういうふうに詰めるのか、法とはどういうふうに存在するのか、正義をどう認識するのか、という問題があるわけなんですけれども。本間先生はこの時期にはそこまで入れない、せいぜい自分は商法の研究者であると。商法の目的は経営経済学が目的としている経済性（少ない労力でもって最大の効果を挙げること）にあるので、それに従って商法というものを解釈していけばいい。従って正義の中身とか、法はどういうふうに存在するのか、なぜ人間が正義を知ることといった法哲学の基本問題の研究はこの時点では打ち止めにしたというのが、戦前の、東京商大における本間先生の法哲学研究の結果ですね。もう1つは法の目的としての正義というのが全ての場面で統一されるのか。その点についても本間先生は、目的がぶつかる場合が出てくると。それを統一して調和させるのが研究者の役割であるということも言っております。いずれにしても繰り返すようですが、法哲学研究でこの時点において一番本間先生が影響を受け会得したのは、目的によって概念が決まるということです。従ってそういう目的論的な解釈学というものを以て一橋の講義をやった。ただ何となく商法を教えるのではなく、1つの明確な視点から商法、特に手形法・商行為法を講義されたので、大変人気だったと当時の人は言っています。ただゼミでは一転して実際の、当時の高等文官試験を対象にしたゼミを展開した。ですから本間ゼミからは高等文官に合格した人が多く出たという、異色のゼミであったことも聞いております。

本間先生が活字として残した業績の中で、非常に優れていると言われているし私もそう思うのが、①の「有価証券の概念について」です。これは一橋の保険学の青山先生の記念論文集で、昭和6年10月に発刊されています。これは私の生まれた年です。本間先生と私は40歳違いますので、先生は当時40歳のバリバリの新進気鋭の教授で

あったわけです。私はこれが一番優れていると思います。有価証券というものを体系的・学問的に考える場合の概念をどうするかということは、ドイツの昔から始まっているんですけども、それを目的論的な考察から構成した。私はこれを法経論集120・121合併号、これはちょうど法経が分離して法学部が発足することを記念して、平成元年に記念論集を出すことになりましたので、これに論文として掲載しました。青山記念論文集はもうほとんど手に入らない。それと言葉遣いが非常に今と違う。しかし文献の有価証券のところでは本間喜一の名前が出てくるわけです。従って本間先生の追悼の意味もかねて、先生の所説を紹介すると同時に、現時点においての評価をしようということで、「有価証券の概念—故本間喜一先生の所説を中心に—」を書いたわけでございます。

②の「有価証券の譲渡性（東京商大研究年報・法学研究3、昭和9年10月）」、これは①の「有価証券の概念」をより具体的に考察したものであります。この2つは、私が現役でいる頃までは文献に出てきていました。もう1つ今日ご紹介したいのは③の「手形法・小切手法講義案」。これは私が先生からもらって持っている古いもので、先生のもとで勉強した教科書です。これは並の教科書ではない。近年私は会社法ばかりやっていますから、久しぶりに読み返してみたいんですけども、特に手形理論、ここには大変な時間を使ってドイツの手形学説を検討し、自分の所説を述べている。それを紹介したいと思います。それから④の「新手形法註釈」、これは『法学志林』（法政大学紀要）37巻1号から、薬師寺志孝先生という、本学の大学院にも非常勤で来てもらったことがある民法の先生と2人の共著なんですけど、手形法19条で終わっております。残念なのは16条の善意取得、17条の人的抗弁の制限、これが載ってないんですね。先生に言ったら「いややっぱりそこはまだまだ検討を必要とするから書けなかった」と、はっきりとおっしゃっていました。

有価証券という概念については、ドイツのトエ

ール以来、延々と議論されてきたわけです。有価証券という言葉はドイツ語の Wertpapier の訳語である。有価証券という言葉は出てくるわけですが、それはその法律の範囲内の有価証券であって、学問体系の中での有価証券の概念とは違うわけです。それでドイツの学説からずっと検討していくわけで、日本でもこの有価証券の概念についてはいろいろな方がやっているんですけども、ドイツのブルンナーという人が「有価証券というのは証券に権利をくっつける」。何のために証券に権利をくっつけるのか。目に見えない権利を利用し易いようにしたのが有価証券だと。従って財産権を表象する証券であって、その財産権の利用に証券が必要なんだという概念を構築しているんです。これを我国の学説が取り入れて、権利あるいは財産上の地位（株主たる地位）、そういう財産権あるいは財産上の地位を表象する証券である。その証券について、権利の行使または権利の移転については証券を必要とする。証券を交付しなければ権利の行使または移転ができない。これがブルンナーの学説を日本流に置き直した多数説なんです。

ところが本間先生はそういう権利の行使または権利の移転というのはおかしい、やはりもっと絞って考えるべきである、と。有価証券の概念の定義の仕方として、単に帰納法的に株券とか手形とかそれらしきものを集めてきてその共通性を導き出し、行使あるいは移転だというのは、学問的な定義の仕方ではない。演繹法に基づいて、有価証券に内在する目的とは何かということから始めるべきである。そこでまず経済的な観点から、証券というものがどういうふうに利用されているのか。株式は投資ですね、安く買って高く売る。手形というのはいわゆる信用の授受です。私がやっております運送証券・倉庫証券もそうですけれども、大量の品物を船に載せる、あるいは倉庫に預けておく間に、証券1枚でもってそれを売却する。結局経済生活を考えていけば、流通性ということになるのではないかと。従ってこういう流通性の段

階で、ドイツでも有価証券の概念を流通証券だと位置づけていく人もいるわけですがけれども、本間先生はそれではだめだと。それを法律的に考えた場合どうなるのか。そこで法律的に考えていくと、善意取得にしても抗弁の制限にしても、特色ある制度がくつついているのはみんな譲渡だと。権利の移転だと。権利の行使というのはその付属物であって、権利の移転こそが最小限の有価証券の法律上の機能だと考えるわけです。そこでその点を論証するために、それでは権利の移転ということに絞った場合、権利の行使について証券が必要だから、従って権利の移転に証券を必要とするという考え方と、いや権利の移転についてのみ証券が必要なんだという考え方。それをどう整理するか。その点について本間先生は先ほど言ったような善意取得とかそういうものとの関係からすれば、移転こそ有価証券の目的であると。そういうことで、目的論的な考察から有価証券の概念を考えると、それはもう権利の移転について証券を必要とする。証券を持った者は、証券を移転した者が二重譲渡することもない。また証券を持っていけば債務者も支払う。証券を持ってきた者に対して支払えば免責される。こういうことになるわけで、基本は権利の移転について証券が必要だという点に行き着くわけです。従って権利の移転を有価証券の概念の基本に置くというこの立場は、本間先生が初めて日本で主張された。これに小町谷先生がすぐに賛成されるわけです。小町谷先生はどちらかと言うと実務的な方ですので、「本間君の言ってるような難しいことは俺には分からんけども、まあよく考えとるよ」と私に言っておりました。いずれにしても小町谷先生も商法の教科書には本間説をとられて有価証券の概念を説明しております。それから京都大学の教授でのちに最高裁の判事になった大隅先生、この方も権利の移転に証券を必要とするという立場。それから東大の教授で早く亡くなった石井照久先生、この方も有価証券というものは権利の移転について証券の交付が必要だという立場であって、かかる立場は今日の有

力説です。ただ石井照久先生は「記名証券」と、専門的になって恐縮なんですけれども、手形を振り出す時に「裏書禁止」という文言を入れる場合、普通は債権を譲渡する場合には債務者に通知し許可を得て初めて移転できるわけなんですけれども、手形とか有価証券の場合にはそんな許可を得ずに、相手に裏書または交付すれば権利は移転されることになるんですね。けれども特殊な場合、手形の振出人が裏書きを禁止する、あるいは指図を禁止するという手形を振り出すことができるわけです。多数説はこれを全て有価証券と考えている。本間先生も有価証券と考えているんですけれども、石井照久先生は、それは有価証券から外すべきだと。なぜならば流通性がないんだから。従ってそういう裏書禁止手形については民法467条の規定の指名債権譲渡の方式に従って、債務者に通知または許可を得た上で譲渡する。従って証券を持っていたってそんなものは意味ないということで、有価証券の概念から外すわけです。ここところは現時点でもまだ議論が分かれています。田中先生の弟子の鈴木竹雄先生なんかは行使および移転という形をとって、やはりそういう指図禁止の手形であっても、証券を交付することが債務者をして二重譲渡の危険性をなくさせることになるし、証券を持っていけば債務者はそれを支払うことについて免責されるという効能があるのではないかということなんですね。しかしよく考えますと、この記名証券あるいは指図禁止手形というものの有価証券の機能ということを見ると、どうも権利行使という面から見てこれを有価証券に入れておこうという立場が多いんですね。そういうことになってきますと本間説のように権利の移転一本でいく場合、この記名証券を有価証券に入れるには、さらに一工夫が必要で、この点について若干問題があります。しかしいずれにしても今まで有価証券の概念を学問的に論証するという点においては、本間先生の書かれた「有価証券の概念について」は60年経ってもまだ参考文献として挙げられる内容をもっており、私は先ほどから言い

ましたように先生の業績の中で1番のものといえます。私が書いたものについては年をとった方々、特に本間先生に手形法を習った吉永栄助先生とか他の方々から、「自分達を書かなくちゃいかんの、あなたが書いてくれてありがたかった。未だに本間先生の目的論的解釈論は忘れられないし、私も一橋で手形法を講義した時には、本間先生の学説である目的論的解釈論で講義をしてきた」というような手紙をいただきました。しかし、私と同年である原茂太一教授、この方は海商法の先生で田中誠二先生の弟子なんですけれども、「本間先生の名前はよく知っていた」と。本間先生は戦後までいらっしやらなかったわけですから。「名前は聞いていたが実務的な人だと思っていた」。東京商大でも初めは黙っていたんですけれども、議論好きですから直ちに口を出す。「それならお前やれ」ということで、小平分校の図書館を完成させたり、白票事件で最後まで頑張った人ですから、そういう実務的な人だと考えていたけれども、私の紹介した論文を読んで本間先生が哲学的な素養を持っている方ということが分かったと、そういう手紙をくれました。今はどうなったか分かりませんが、私の勤めていた段階では参考文献として有価証券の項目には必ず出てくる論文でした。

それから②の「有価証券の譲渡性」はこの概念を具体的に、手形にしるその他の有価証券にしる、全て譲渡のために規定が設けられている、それを手形法その他の証券について論証していくものですので、これはこのぐらいにしておきたいと思います。

私が今日紹介するのは、先ほど言いましたように「手形法・小切手法講義案」。本間先生にもらったもののひな型を見ると、手形の振出日付が昭和10年となっていますが、中を読んでいきますともっと早く、大正15年ぐらいから使っていたようでございます。これは私が手形法を勉強したときの教科書で、これをもとにしていろいろ論文なんかも書いているわけなんですけれども、この中で手形基礎理論、これもドイツ人は好きなんですね。

ということかと言いますと、手形行為、手形を振出す行為。それから手形を譲渡する行為、裏書行為。それから為替手形の支払人は支払い義務がないんですね。しかし受け取った側からすれば、支払人が本当に払ってくれるかどうか知りたいということで「満期に払ってくれるか」と。そういう場合「払います」という意思表示をするのが引受行為。それから他の手形行為を担保する、人的保証する手形保証行為。それから手形がピンチに陥った時に引受けるという参加引受。これらはいずれも意思表示を不可欠とする法律行為なんですね。従ってこれらを1つにまとめて手形行為とはなにかというのを延々とやってきたわけです。松本先生はこの手形行為というものを統一して、債務を負担するという単独行為と、その手形の所有権を譲渡するという物権行為、この2つが結び合わさっている手形行為、すなわち債務負担行為ということで共通性を出そうとするわけです。

ところが本間先生は、そういう考え方は最初から債務負担ということを頭に入れながら、何とかそれにくっつけようとしていると。しかし手形の振出文句を見れば、為替手形の場合単なる支払いを委託するという文句しかない。裏書というのは権利を移転するという行為に過ぎない。それに対して約束手形の振出とか引受、あるいは保証というのは債務負担行為だと。やはりそれぞれの行為の目的に合わせて、どういう目的のもとに各手形行為が成り立っているのかを検討する必要があるのではないかと。従って統一的に債務負担行為と考えるべきではない。それではなぜ為替手形の振出人に、不渡りになった場合の担保責任があるのか。裏書人に遡及義務があるのか。その点についてはこれは意思表示の効果ではなくて、法律が手形の流通を促進させるために、前者に対してそういう義務を法定効果として与えたものであると。法定効果という考え方は現在の多数説になっています。そういうことで考えていくと、約束手形の振出しはこれを交付することによって債務負担行為が成立する。しかし為替手形の振出し行為は、振

出人が支払人に宛てて、この手形が提示された場合には支払ってくれと支払の委託をする。その点を考えれば、これはドイツ民法に言う「支払指図」だと。すなわち振出人が支払人に対して満期に手形が呈示された場合「あなたの権限で私の計算で手形の支払いをお願いします」と、いわゆる支払権限を与える行為である。受取人に対しては、満期に「あなたの名前で手形を受け取る権限を与える」といういわゆる二重授權を付与する支払指図だという主張をしたわけです。裏書きについては権利を移転する行為である。譲渡契約であって債務負担行為ではない。その他の行為は債務負担行為だと。こういうことで手形行為を位置づける。特にこの為替手形の振出しを「支払指図」というふうに主張したのは本間先生が最初なんです。その後この支払指図説が多くなっています。それで私は先生に「支払指図について、先生大々的にどうして論文にしなかったんですか」と言ったら、照れながら、「そんなもの論文なんて、死んでしまえば二東三文だよ」というようなことを言って笑っていました。

それでは私は全く先生の立場に賛成しているかと言うとそうではないんですね。手形法を教えてもらったんですけど、先生に質問して納得したものが多いたのですが、そのまま議論が継続したままになったものも多くあります。専門的になって恐縮ですけれども、手形法7条、それから手形法32条2項に「手形行為独立の原則」というのがあるんです。これは手形に署名した場合、その先行行為が無効であっても、それに署名した者は署名内容に従って責任を負う。これが手形行為独立の原則なんです。先生は「裏書にはこれは適用しない」。なぜならば「裏書は先行行為が有効でなければ権利というのは譲り受けられない。無効である場合には権利は移転しない」。「それではどうして後者は保護されるか」。「それは無権利者から善意または重過失なくして手形を取得したものとして善意取得の手形16条II項によって保護されるとする」。こういう立場を田中耕太郎先生と本

間先生だけが主張しているんです。私は、「先生それはおかしいんじゃないですか。手形行為独立の原則は正確に言えば手形債務独立の原則であって、手形法7条を見れば、署名した者はその署名内容に従って債務を負うと規定している」。しかし、「為替手形の振出とか手形の裏書の償還義務は法定効果じゃないか」と。「意思表示上の効果でなくたって裏書すれば自動的にそれは償還義務を負うわけですから、裏書きにも手形行為独立の原則は適用されると考えるべきじゃないですか」と言うんですけども、先生は頑として「それはおかしい」。その点でとうとう意見が一致しなかった。それからこれも専門的で恐縮ですけども、手形に無因性というのがある。原因関係が無効であっても手形関係は有効に存続していくというのが手形の無因性ですね。これは流通を促進させるためです。この無因性について私が教授になった頃に新しい考え方が出てきた。AがBに手形を振り出す。原因関係は正常ですから有効にBは手形を取得する。BはこれをCに譲渡する。しかし手形を譲渡するに到る原因関係が取り消された。しかし、手形の無因性という立場からするとCはまだ手形上の権利を持っているわけです。しかしCは本来なら原因関係が取り消されれば手形をBに返さなくてはいけない。ところがCは悪いやつで、手形を持っていることを奇貨として関係のないAのところへ取りに行く。Aはどうせ手形を払わなくてはいけませんから、払ってしまう。Aが払いますとBは直ちにCに対して不当利得による返還請求というのをやる。それは面倒くさいじゃないかと。従ってCがAのところへ取りにいった時にAに手形の支払いを拒絶できる抗弁を認めてしかるべきではないかという考え方です。最高裁もようやく権利濫用の抗弁でもって支払いの拒絶ができるということをおとになって認めるに到ったわけです。本間先生にそれを言うんですけども本間先生は「そんなことが何だ」と、先ほどいいましたようにAは手形を振り出したんだから払ってしまえばそれでいいんだと。Bは直ちに不当利得

の返還を請求すればいいんだから、何もそんなAのところでは支払拒絶の抗弁を認める必要はないと。あとまだいくつかありますけれども専門的になるのでやめます。しかし、いずれにしてもこの「手形法・小切手法講義案」は、未だに通用できる、非常にレベルの高いものであること、私が手形法を勉強した虎の巻でもあるわけですけども、紹介しておきたいと思います。

④の「新手形法註釈」、これは例えば手形法1条についてどんな問題があるか、判例等により想定できるものを全部書き出しておく。そういう註釈学というのがあるわけです。これを薬師寺先生と交代でやったわけですけども、しかし、手形法19条で終わっている。私共が一番聞きたかった17条の人的抗弁、すなわち手形を譲渡した場合、後者は前者を害することを知って手形を取得しない限りそこで人的抗弁が切断される。これは流通性のために設けられたものです。私が私法の1期生として入った時にはこの人的抗弁の判例研究をやらされたので、「先生がそこところをもっとやってくれたら」と言ったら笑っていました。その辺が抜けているのはちょっと惜しいんですけども。本間先生は松本先生とは東大を出たあと全然会ってないんですね。また松本説をほとんど採っていない。けれども松本先生はこの手形法註釈について「本間君なかなかやるじゃないか、あれはいいよ」と言っているのを人づてに聞いたと、本間先生は言っておりました。以上一橋時代と私が大学院で受けた講義のことも併せてお話ししました。

4. 愛知大学法経学部・大学院法学研究科教授時代——昭和21年11月～昭和62年5月9日(1987年)

先生は62年5月9日に亡くなるまで、実質的には88歳までこの豊橋へ来られました。私が大学院を出て教員になった頃から法哲学研究を再開したいと思っておられた。1つのきっかけは私が

その他大勢で法哲学の学会に入っていたんですが、それをポロツと言ったら、「法哲学会は今何をやっているんだ。ちょっと君報告せい」と。えらいこと言っちゃったと思って、法哲学年報で「法の解釈」というのを出していたのでそれを報告した。そうしたら本間先生は「何だ、僕がやってた頃と何も進んでないじゃないか」。そういうふうと言っておられた。本間先生は学長をやりながらも、やはり法哲学研究が常に頭の中にあっただすね。それで大学院の講義では手形法をやっていたんですけども、自分の法哲学研究に何とか結論を出そうと考えていたんですけどね。ロードブルフは1947年に亡くなるんですが、1945年9月12日付けのラインネッカー新聞に、学生のためにドイツ終戦後最初に書いた法哲学的な発言として注目されている「5分間の法哲学」。本間先生もこれをやはりやりたいと。法とは何か。なぜ法に従うのか。法が存在するというのはどういうことを言うのか。また正義というものについて中身が詰められるのか。全ての人が同じ正義を持つのか。それらを5分間の法哲学ということで、誰でも分かる言葉で書き残しておきたいと。したがって、それを目標にして、前田先生と3人で、門外漢ですけども先生の研究に協力することになったわけです。

最初に、ハンス・ライヘンバッハの「科学哲学の形成」を読みました。市井三郎さんという哲学者が1951年に訳した本です。英語で「The Rise of Scientific Philosophy」、従って本来ならば「科学的哲学」ですが、本屋さんの都合で「科学哲学」になったんです。この方は生まれが1891年、本間先生と同じです。ウィーン学派で、法哲学者ではなく哲学者なんですけれども、論理実証主義という立場です。まずヘーゲルを例にあげ、哲学を思弁的に、しかも自分の好みとか性癖でやる時代ではない。科学的に、誰にも公にできる哲学をやっていく時代が来た。この方は元は数学者です。従って幾何学（論理学）を使って哲学を明らかにしていくということをやった方なんです。本間先

生はこの本をどこで探してきたか知りませんが「ヘーゲルをぼろくそに言ってるよ」。ヘーゲルがわからないほうが普通の頭だと。だから僕も普通の頭だったんだと。2人で市井三郎さんの訳が本当にそうなっているのかどうか、特に倫理のところを重視して、私に「英文でそこを読み」、先生はドイツ文で2人で読み比べたんですけども、あまりはつきりしなかった。やはり論理学を使っただけでは法の存在というのは明らかにはできなかったということでした。

この頃から私も管理職とかそういうものに就くものですから、それと自分の商法を教えるのに精一杯ですので、どうもなかなか先生の手伝いができない。この間先生はいろいろ本を買われているんですけどね。西南ドイツ学派の流れを汲んだ本が大部分でありますけれども、スウェーデンのウプサラ学派の学者の書いた本まで集めて、一生懸命研究をされていました。その中でハンス・ライナーの *Grundlagen, Grundsätze und Einzelnormen des Naturrechts* (1964) (自然法の基礎——諸原則と個別的諸規定 (諸規範) ——) 日本語ではこういう題名なんです。ドイツ語で80頁ぐらいのものです。最初の部分を私に読めと言われて、私がこれを読んで報告したのがたまたま残っていました。もっと多く報告していますが、みんな何回も引越すうちにどこかへ行ってしまってなくなっているんですけども。

要するにこのハンス・ライナーは自然法学者であって、自然法は存在する。法があるという意識を持つことが自然法の特徴なんだと。従って法があるというのは実在の *Sein* ではなく、意識の上に存在するという意味で *Seind und Sollend* という存在なんだと。そのような意識の上の *Seind und Sollend* という認識をすることが可能なのか。その点についてライナーは、それは *Vernunft*、すなわち理性によるんだと。全てその理性という点に統一するというのがこのライナーの特徴なんです。しかもその理性というのは、本能の一部であるけれども、いわゆる悪いことを遮断するような

能力を人間は持っている。本能自体ではなくて理性はそういう遮断力を持っているから自然に人間はこれは正しい、これは正しくないと言うことができるんだと。私が報告したのはそういうところなんです。その点について「理性の産物であるという点はいいだろう。しかしその理性そのものが全ての人に一致できるのか」。この点について「なぜ理性が一致するのか。またそれが全ての人に妥当するものとしてできあがっているのか。そこらについてはもっと検討する必要があるんじゃないか」ということで、この時の研究会は終わっております。

先ほど言いましたが、先生が報告をされたり、私が報告したものを私がいろいろ記録し、保存していたんですけども、豊橋から三好、三好から朝日へ引越した間に、残念ながらどこかへ紛れ込んでしまいました。申し訳ないですけども、大学のほうに本間先生の購入された本のリストがきちっと記録されております。そういう点について、「5分間の法哲学」まではいかないにしても、最終的に先ほどのような問題をどのように本間先生は結論づけようとしたか、今日は来ておりませんが、今日も法哲学の西野教授にお願いしようと思っております。

本間先生はどういうところに行っても誠実であるということは申すまでもないんですが、どこへ行っても成功した人だろうと思うんです。東亜同文書院から1人の犠牲者も出さずに引き揚げてきた、これだけでも一大事業ですけども、引き揚げてきた昭和21年の2月から、5月に大学を作ろうということで、11月に愛知大学を創設した、これも大事業です。先生は実業界でもしかるべき立場にいったと思うし、裁判所でやっていれば当然司法のエリートですから高裁の長官は当然のこと、場合によっては最高裁の判事になっていた。しかしそれも辞めてしまう。東京商大でも商法と言うと田中誠二先生一人が代表するようになっていますが、本間先生のこういう論文を見ていますと、そのまま東京商大でやっておられればもっと

優れた業績を出されたと思います。けれどもこれも白票事件があって辞められる。愛知大学では、残念ながら先生が目標にされた「5分間の法哲学」まではいかなかったけれども、やはり普通の商法学者ではなかった。哲学的な1つの立場を持ちながら商法を研究されたという点では、大した人であったと思います。私は最後の教え子ですけども、先生とはちがい現代の商法研究者と同じように、商法を実際に適用するような商法解釈学の構築ということを夢中でやってきました。今回久しぶりに読み返してみて、やはりこういう基本的な面からの研究も必要ではないかと思いました。

特に商法は平成17年会社法が大改正しました。ほとんど全面的に新しく作り替えたと同じぐらいの改正なんです。私から見れば行き過ぎだと思うんですけども。そうした中で今若い人達がやっていることは、私がやってきたと同じような実務的・実際の面の解釈です。従って現在の新しい商法を見ると、今までの旧商法では例えば「会社」という定義は、52条・54条で「営利を目的とする社団法人」ということになります。ところが今回の商法では「会社は法人とする」と。それでは法人格を与える団体というのはどういうふうにか考えるのか。これはまあ一人会社を認めてきたということがあって、今度始まったばかりではないんですけども、株主が1人になっても解散しない。株主が持っている株式を他人に譲渡すれば複数になる、そういう点で潜在的な社団だと言っていたんですね。ところが今回は、合名会社であっても1人で会社を設立することができる。そうするといった法人格の受皿をどういうふうにか考えるのか。若い人達のうち誰がこれをやるのかと見ているんですけども、未だにこれについて本格的に論文を書く人はいない。もっとも営利性についても、会社は法人とするというだけなんです。これは持株会社とかそういうものを想定してやったと思うんですけども。どういうふうにか営利性を考えていくのかといった基本理論、私の学生の頃は、田中耕太郎先生の商的色彩論から始まって、

西原寛一先生のいわゆる企業法論とか、鈴木竹雄先生と松田二郎先生の間の社員権論争とか、分からないんですけれどもそういう基本的な理論にすぐ懂れました。その点今回こういう本間先生の研究を久しぶりに復習してみて、やはり法学教育は単に法科大学院で実務家を養成するだけではなく、法学教育そのものについて、法学者はそういった基本理論を構築すべき役割を担うべきではないかということを感じて申し上げて報告を終わりたいと思います。長時間雑駁な報告で失礼いたしました。

◇ ◇ ◇

司会 石井先生どうもありがとうございました。久しぶりにお話しいただき、また我々の知らなかった専門的な面について相当詳しくお話しいただきました。ぜひ皆さんのほうからも質問なり何なりを出していただきたいと思います。10分間の休憩を挟んで再開させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは公開講演会を再開させていただきます。

私が愛知大学に就職しましたのはちょうど石井先生が愛大の先生になられたと同じなんです、私はよその大学から来ましたし、経済でしたので本間先生に直接教養を受けることはございませんでした。大学紛争が起こった時、その後始末で本間先生が委員長になられて報告書が出たんです。それをめぐって教授会で議論があり、その時に私は初めて本間先生のお話を聞かせていただきました。「声が大きいからといって必ずしもそれを正しいとして採用したのではない」と、断乎としておっしゃっていました。その当時学生は2派に分かれており、声が大きかったのはどちらであったのか、私はすぐには分かりませんでしたけれども、皆さんも私もやがてそういうことは分かってきて、その時、ああこの先生はすごいことを言う人だ、スケールの大きな人だ、偉い先生だと思って

おりました。

その後50年史を執筆していろいろなエピソードを知る中で、とにかく本間先生というのは常人ではすぐに分からない凄さ、大きさを持った人だということが分かってまいりまして、先回の殿岡さんのお話からもそのことがいっそう裏付けられたと思います。すなわち本間先生はとにかく非常に厳しい条件の時、いろんな大変な問題が起こった時にすばらしい力を発揮する人であったということを知りました。私は今日石井先生からお話を聞きまして、本間先生は単にそういう行動の人・実務の人であるばかりでなく、学問的にも今日に到るまでその名が残されているような、いろいろな新しい考え方・学説を日本で最初に提起した人だということを知りました。有価証券の概念規定の問題とか、手形法・小切手法の問題とか、我々素人と言うか門外漢には分かりにくいところなんです、それについて独創的な見解を持っておられたということを知りました。

さらに法律学にとっても非常に重要な、根本的なものを考える、そういう哲学（法哲学）の分野において、完成されたかどうか分かりませんがその正しいあり方をめぐって模索され、深められた人であるということも分かって、そのことは人間的なスケールの大きさとおそらく関係していると私は考えるようになりました。私のつまらない感想と言うかまとめはこのぐらいにしまして、皆さんのほうからぜひこれを機会に、石井先生にもう少し専門的な分野で、あるいは専門的でない分野でもけっこうですので、ご質問があればお受けしたいと思います。場合によっては討論まで全部活字にいたしますので、名前や所属などもおっしゃっていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願います。

渡辺次郎 昭和26年の3月に卒業いたしました、先生と入れ替わりでございます。誠に老骨でつまらん者でございます。私はいわゆる文学系の人間が法学部へさまよいこんだような男で、地理

や歴史を専門にしておりますので、先生は誰もが図書館で本を読んでおまして、法学とはますます縁が疎くなったんですが、昭和25年の秋ですか、ちょうど愛知6大学の、名古屋大学との決勝戦を豊橋球場でやっておりました時に、本間先生がバックネット裏に私を訪ねて見えまして、「野球部の運営で非常に苦労しているようだが、これから困ることがあったら何でも来てくれ。ともかく私財をはたいてもいいが、お前がいろいろ作っている諸経費や借金のようなものがあれば俺が払ってやる」。それまで言っていかれまして。その時に本間先生が法政大学に非常にコネがある。そして名古屋大学が法政大学を迎え撃って、これをともかく破って全国的な大学リーグに参加するきっかけを作った試合が、秋に大須球場で行なわれたわけですが、愛知大学も単独で法政大学と試合をやりたいということを本間先生に申ししたところ、「学校の命令だからお前行ってこい」。そして「小島君」のところを訪ねるようにと言われました。

鎌倉にお見えになる法政大学第1法学部長の小島先生のところをお訪ねしますと、「実に愛知大学はうまいことをやったな。本間先生をかつさらって行ってしまった。あれは法政大学が欲しい人だった」。法政大学は本間先生に逃げられて、止むを得ず大内兵衛先生に来ていただいた。本間先生は東京商科大学時分に法政大学へ派遣の兼任教授で見えていて、法政大学の全盛時代に野球部長をしてみえた、大変な野球通である。君はせっかく来たんだから、今から清洲台行け。当時アマチュア球界の神様と言われた福田総監督にお会いして、愛知大学と法政大学の交流試合をお願いした。スケジュールの関係で「愛知6大学選抜チームならばやってもいい」。当時の法政大学は横井という日本一の投手、本間選手、野村選手など大変なスラッガーを持っておりました。とても歯が立つ術を持っていなかったんですが、名古屋大学は第1試合に5対0で完勝しました。愛知6大学でも愛知大学の主力が奮戦し、4対2で負けましたが、

ともかく全国的にもレベルが認められたのは昭和25年でございます。その時に法政大学の第1法学部長小島さんが「本間先生の第1番の弟子は俺で、本間先生の学風を本当に継いでいるのは俺だぞ」と言って、大変なご自慢をされたのを記憶しています。小島先生がどんな方か私は分かりませんが、どんな関係があったのかということも、もし教えていただければ幸いです。

昭和26年、私は豊橋市役所に入りまして、最初の仕事で秋の文化祭の記念大講演会をやるから講師を頼んでこいと言われてまして、困って本間先生のお宅を訪ねましたら、「仲間の田中を呼ぶ。今から田中のところへ連絡をとって田中にはウンと言わせるから、帰って田中耕太郎が秋の記念講演会の講師をやるよと伝えろ」と言われて、私は帰って課長に「田中先生に来ていただくことにいたしました」「お前気が狂ってるんじゃないか。最高裁の長官が豊橋の公会堂の講演なんかやるもんか」と言われましたが、その翌日には最高裁から「本間先生のご依頼で講師を引き受けることにします。11月に伺います」という電報が入って大騒ぎになったわけでございます。本間先生は「たまにはチンチン電車に乗せてやれ。黒塗りの車なんかで迎えにいかんでもいい。吊り革にぶら下がって庶民の感覚を味わうように、俺も田中にそう言うておく」と言って、確か愛知大学の市村先生が迎えにいかされたはずでございますが、本当にチンチン電車に乗せたら、裁判所の書記官が怒ってまいりまして、あとで大悶着が起きたというエピソードもございます。まあ先生のいわゆる前史と言いますか、前のことでございますから、ピントが外れて申し訳ございません。

司会 ありがとうございます。法政大学の小島先生、それから田中耕太郎先生について何かご存じでしたらお答えください。

石井 小島先生は私存じ上げていないんですけども、児玉先生だと思います。本間先生の弟子です。本間先生だけでなく戦前の私学というのは、中央大学はその典型ですけども、今で言えばほ

とんど非常勤の先生が学校の教学を運営していたという状況なんですね。本間先生も東京商大の教授をしながら法政大学、早稲田大学、学習院大学、そういうところの講義をしていた。東京商大を辞め三菱財閥の顧問弁護士になり、優雅に暮らしていた時も、法政大学の教授をなさっていた。そこでいろいろのお弟子さんを育てられているんです。法政大学でも単なる腰掛けではなく、学生を育てる。育てた中にこれは教授ではありませんが、日本通運（金の延べ棒事件でおかしくなりましたが）の福島さんという方には、本間先生の関係で大学は非常に恩恵を受けているんです。と言うのは中日大辞典の編纂を、本間先生が鈴木擇郎先生に勧めて、ぜひやれと。ところがそんなものを出して売れるのかという声が非常に多かった。それで本間先生が、それでは売れ口を先に見つけてやると。福島さんがだいたい予約して買ってくれた。その他に毎日新聞とかそういうところで売れ口まできちんと決めて出発した。そういう能力を持っている人で、法政大学でも単なる非常勤ではなく多くの方を育てている。しかもその時確か学生野球連盟の会長をなさっていたと思います。愛知大学が創設された時、野球部の皆さんはボールを買う金がないので、本間先生がポケットマネーで硬球を買ったり。特にマネージャーをやっていた飯田さん、彼は大変本間先生にお世話になっている。そういう面倒を見ることと、先ほどいろいろお話が出ましたが、自分のポストについて執着するとかいうことはないんですね。

田中耕太郎先生の話が出ましたので言いますと、一高の独法は24人のクラスですが、田中先生とクラスは一緒なんです。その当時から田中先生は友人である。田中先生は非常に個性の強いと言うか、逆に言えばなかなか独裁的な、そういう面を持っているんですけれども、本間先生とはずっと一高から東大と交流が続いていた。本間先生は愛知大学を作って昭和22年にお師匠さんの三淵忠彦先生が最高裁長官になる。それで事務総長として本間先生を引っ張りに来るわけです。小岩

井先生や松坂先生その他全員が反対したんです。やはり三淵先生との関係で断りきれない。三淵先生の任期が2年間ですから、2年経ったら帰ってくるということでそれまでにお金も貯めて、ちゃんとあとのことは心配しないようにということとで出かけられた。

最高裁の事務総長は大変な役職で、だいたい最高裁の事務総長をやった人は悪くても高等裁判所の長官、最高裁判事、それから最高裁の長官になる、そういう経歴のポストなんです。本間先生も最高裁の事務総長をそのまま続ければ、おそらく最高裁の判事にはなったと思うんですが、2年経ったら三淵先生の後任に自分の同級生の田中先生を推薦してさっさと帰ってきたんです。田中先生は本間先生にもう1期事務総長を引き受けてくれと言われたんですが、本間先生は自分としては何とも言えないと。田中先生はこちらにやってきて蒲郡で小岩井先生、松坂先生、その当時の愛大の重鎮と膝詰め談判したけれども、やっぱり全員が反対して愛知大学に戻られた。最高裁の事務総長になって高裁の長官とか最高裁の裁判官にならなかったのは、前後を通じて本間先生1人なんです。そういった地位については非常に恬淡としていた。それでは事務総長は飾り物だったかと言うとそうじゃないんですね。のちに最高裁長官になった石田さんとか岸さん等は、先生が総長になって最高裁にいた時はみな課長でエリートの集まりなんです。最初は「どこの田舎親父が来たかというような顔をしていた」。けれどもまたたく間に最高裁の事務総局を先生がリードするんですね。それだけではなく裁判官会議というのがあるんですが、最高裁の判事全員が出席してそこへ事務総長も出席する。議長は最高裁長官の三淵先生なんですけれども、持ち前の議論好きで本間先生が仕切ってしまう。そうすると三淵先生が「本間君、議長は俺なんだぞ」と言って文句を言われたのですが、やっぱりそこでもリードするわけです。従って石田さんとか岸さんは本間先生の物ぶりが分かって、石田さんが最高裁長官に就任された時、

烏山に居を構える本間先生にご挨拶したいと晟子さんのところへ言ってこられたけれども、本間先生は「会わない」と、全然寄せつけなかった。

それぐらいどこへ行っても大物で、何回も言いましたように実業界へいけば社長になって実業界をリードしたと思いますし、裁判官になればおそらく最高裁までいかれたらと思う。それが潰れるかどうか分からないという愛知大学へさっさと帰ってきて、ここで学生を育てるということをやったんです。ですからまあ明治の太い気骨が一本通っている人で、私は一番近くで本間先生を見て、本間先生に教わったんですけども、ああいう大人物は、こういう世の中ではおそらく出ないんじゃないかというのが感想であります。

田中先生はこの大学を作る時にちょうど文部大臣なんです。ところが例によって文部省はその当時から窓口が非常に厳しい。田中先生が「本間君、早く持ってこい」と。だけど「だめだよ、窓口がなかなか通さんから」。それでも5月に東亜同文書院の関係者13人が集まって、新しい大学を作ろうということで発足して、11月15日に旧制大学令で大学を認可されたんです。玉川学園の小原さんとかそういう人達も申請したんですが、みんなはねられた。愛知大学だけが旧制大学令で大学になった。しかも金があってオーナーとして大学を作るということであればいいけれども、金もなし。ただ本間先生を慕う人の集まりで大学を作った。先生によれば、戦前の私学の紛争というのはほとんどがその経営をめぐるって理事会が対立したものであったので、本間先生は、愛知大学では教職員が大学を運営すると。それが愛知大学の特徴であり、今日まで、まあ今日どうなっているかわかりませんが少なくとも私の時までは、教授会がきちっと大学運営に対しても発言するという体制でやってきましたが、これも本間先生の考えによるものであり、伝統的特長だと思います。

お答えになったでしょうか。

渡辺 ありがとうございます。

司会 その他ご質問、あるいはご意見、ご感想はございませんか。池上先生、草創期からおられましたので何か1つ。では法学部の杉浦さんいかがですか。

杉浦市郎 愛知大学法学部の杉浦です。1980年石井先生に、法経学部法学科専任講師（商法）として採用していただき、法経学部分離にともない途中から経済法に転向し、現在に至っています。1点だけ伺いたいと思います。私が教えていただいたのは京都大学の龍田先生でしたが、東京大学は竹内先生でした。両先生ともえらく実務的（機能的）な志向の先生です。その前は東京大学は鈴木竹雄先生、京都大学は大隈健一郎先生ですけども、いずれにしても、理論的ではありますが、やはり実務的（機能的）な志向の先生方でした。そういう商法学者の多い中で、なぜ本間先生は哲学に興味を持ったのか。変な言い方をすると商法学というのは哲学とは非常に縁が薄い分野です。それについてちょっと、先ほどの講演の中でお話があったかもわかりませんが、ぜひご教示願います。

石井 分かりました。先生の特性は一言で言えば好奇心が強く議論好きということになりますかね。それで出発は、東大では異色で、弁護士を志向したんですけども、お父さんに「帝大まで出て代弁か」と言われたものですから、親孝行のつもりで裁判所に入った。最初は検事局に入ったわけですが。成績のいいのを検事局に回すというのがその当時の所の方針だったようです。けれども先生には合わない。それで三淵先生に頼んだら東京地裁に配属された。本間先生はその当時の裁判官というのは「徒弟制度」だと。先輩のやってきたことを型通りにやればそれでいい。「化石の裁判官」という言葉で私に言っていました。先生はそれでは済まないんですね。法律がまだ整備されていない。従ってその法律のない場合どうするのか。簡単に、適用する法律がないから原告は負けということでもいいのかという悩みと、もう1つはやはり原告・被告の言い分を聞いていると、事実認定

について大変真面目に取り組まれるものですから、悩まれるわけです。判決がなかなか書けない。そういう場合、普通の裁判官で言えば原告・被告の立証関係を交互に見比べながら原告の勝ちとか被告の勝ちということで終わるんですけども、先生は違うんですね。とことんその点を自分で納得しない限り判決が書けない。そういうことでどんどん痩せていって、ノイローゼ寸前までいった。そこで考えることがちょっと我々と違うんです。これはやっぱり自分が法理論を会得していないから判決が書けないのではないかと。それでは法哲学を勉強しよう。ところがその当時、今もそうですけれども、裁判官は1人で何十件という事件を抱えているから、到底勉強する暇がない。何とか法哲学を勉強したいという時に、一高・東大で10年ぐらい先輩の民法の三瀧信三先生から声がかかって、東京高商がちょうど単科大学になった時そこへ就職した。本間先生に「その時少し待つて東大へ戻ればよかったんじゃないですか、先生は2番で卒業しているんだから」と言ったら、笑っていましたが。要はその時に、勉強ができるころへ行けばいいと。そして法哲学の研究を本格的にやり、目的論的解釈学により、それを商法で実践した。しかし東京商大でも研究以外のこともバリバリやったわけです。まず本の整備。最初に東京商大へ行った時には、名前は忘れましたが東大から来た人が1人いて、「ここはなかなか難しいところだから、外様は会議では黙っていることだ」と。初めはそれを実行していたんですが、そのうちに例の先生の性格で、リードしてしまふ。学長から「それじゃ本間君、図書館長をやれ」ということで小平分校の図書館整備をした。その代わり学長はだいぶ本間先生の言うことを聞いて法哲学関係の本を買ってくれた。とにかくその場の上っ面だけで終わる性格ではない。やりだしたらきちっとやりたいという考えがあって、法哲学の視点から商法に取り組んだ。ただそれは本間先生だけではなく、田中耕太郎先生もご存じのように商的色彩論とか、壮大な議論を商法

学で展開する。それが後輩の鈴木竹雄先生や西原寛一先生に受け継がれていく。僕等はそういう鈴木先生とか西原先生、大隈先生の議論に惹かれて、分かりもしない社員権論争とか株式の本質論とかいうものに血道をあげたわけです。どういうふうに変わっていったかと言うと、商法によらず他の分野もそうですけれども、学園紛争を契機にして実践的な研究に変わっていった。それ自体は悪いことではないんですけども、やはり最後に言いましたように、現在の若い商法学者がただ何となくアメリカ法をやり、アメリカ法の判例を学会で報告して、それを業績だと言っているのには疑問を感じます。もっとやはり商法の基本的な問題に本格的に取り組むというのが大学の教員の一つの役割ではないかと、そういう感想を持っております。

司会 はい、ありがとうございました。もしよろしければもう1人だけ質問をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

池上貞一 質問ではないんですが、愛知大学が始まり、本間先生が最高裁の事務総長になる前でまだ豊橋におられた頃、私も予科の講師をやっております。本館2階の庶務課かなんかで本間先生と碁目をやった覚えがあります。どちらが勝ったか忘れましたが。それから初めの頃神谷先生という国際法の先生が、同文書院の先生だったんですが内地に帰っております。愛知県の人だものですから、予備士官学校の跡地があるということを見ついたりして結局愛知大学ができることになり、ある程度功績があったと思うんですけども、ただそういうことのせいかわらなく張り切って威張っていたと言うか。その頃は全員教授会に出ており、私も出ていました。小岩井先生が実質上トップでやっていたんですが、神谷先生がことごとく嘯みつくのでまいってしまつて、最高裁に行っておられた本間先生に何とかしてくれと頼んだものから、本間先生が神谷先生を東京に引っ張って、初めは国会図書館、そのあと国学院の教授に就任されました。そういうわけで小岩井

先生もやりやすくなったんです。神谷先生を無理に向こうへ連れていったものですから、小岩井先生が亡くなったあと、本間先生はやっぱりちゃんと神谷先生を豊橋へ呼んだんですが、神谷先生はこちらへ来てすぐに病気で亡くなりました。そんなことがありました。

田中幹雄 ちょっといいですか。池上先生がどういう方か知らない方がいらっしゃるから、大島先生から紹介していただけますか。

司会 池上先生は、詳しいことまで言いますときりがありませんので。

石井 それでは私が紹介します。池上先生は非常に異色の道を歩かれた方です。お父さんの関係で中国の青島で、中国人の中学校に入った。そこで中国語を勉強して同文書院に入られたんですけども、結核にかかって、大府の療養所で暮らしていた。同文書院は上海にあるんですけども、東シナ海は危なくて行けないわけです。撃沈された船に乗っていた同文書院の学生もいるわけですから。それで富山県の呉羽に分校を作って、先ほど出てきました国際法の神谷先生がたまたまこちらのほうにいたので責任者となりました。神谷さんが池上さんと呼んだわけです。事務の大野一石さんとか、殿岡さんの亡くなったご亭主とか、そういう中国へ行けなかった人々が富山にいて、敗戦になってみんな一緒になった。

先ほど言いましたように、小岩井先生は単に本間先生の後輩というだけではなくて、憲兵隊から小岩井先生を追放せよと言ってくるんですが、本間先生は頑としてそれを受け付けません。そういうところから単なる先輩後輩を超えて非常に本間先生を尊敬し、引き揚げる時も「小岩井君先に帰れ」と言っても帰らない。最後の引揚げ船で本間先生が団長になって、小岩井先生がそれに付いてくるわけですね。ほとんど何も持ってこない。先生に言わせればバケツ1つとカブラ（船酔いに効くらしいです）を持って帰ってきたと。そういう関係でやはり大学を作ったのは本間先生。私は50周年を機会に創業者は本間先生という位置づけをし

ました。小岩井先生はそのもとで法経学部の研究・教育の方向づけをやった。本間先生は自分でも言っていますけれども「僕がピッチャーなら小岩井君はキャッチャーだ」と。そういう関係だと言っていました。ただ他にもいろいろありますけれども。

小岩井先生はいろいろ対立された。まず最初に対立したのは横田忍とって、愛知大学を作る時の豊橋市長で、市が私学に肩入れしてよいのかと文部省が言ったとき、「俺は三河人だ」と言って啖呵を切った。それに敬意を表して本間先生は常任理事に迎えたわけです。そうしたらえらい大きな顔をして小岩井先生と対立するものですから辞めてもらった。先ほどの神谷先生も、「俺がここを見つけた」ということで小岩井先生と対立した。本間先生は小岩井先生のことを考えて神谷先生を国会図書館に推薦し、大学院ができた時にまた呼び戻した。とにかく一言で言えば本間先生でないとなんかできない。本間さんが言うことならみんなが聞く。授業料値上げの時も8番教室の学生大会に本間先生がやってきて、授業料を上げさせてくれと僕等学生に言うんです。みんなが何とかかんとか言うと、「事務員をどうしても2人増やさないといけないがその給料が出ない」。中に生意気なのが出て、「もっと事務員を増やしたほうがいいんじゃないか。1人当たりの単価を下げよう」。本間先生はそれを聞きながらニコニコ笑って、「いやそこまで君達に決めてもらわなくてもいいけど、とにかく了解してくれ」。みんな収まってしまふんです。教授会もそうですし、学生もそうです。本間先生がいることが、愛知大学の創立および存続の事実上の要件であったと思います。

ただ普通なら“天皇”になって威張り散らすところですけども、先生は愛知大学のためにやっただきっている方については感謝し、愛知大学を故なく辞めていった人には大変厳しい立場をとった。そういうことはありますが、誰も文句を言う人はいないんじゃないでしょうか。とにかく普通の人とスケールがちがう。僕はそういうふうに

思っております。

田中 ありがとうございます。実は私今日、池上先生と渡辺先輩を自動車でご案内しましたので、池上先生のことについて学生時分の一言つまらない当時の思い出をお話したいと思います。

渡辺 先生は同文書院の前歴を消して、愛知大学の卒業生としてここへ根を下ろすという意味で、昼になると急に学生服に着替えて私の1年後輩で出てみえたんです。私が一番初めに中国語を教えていただきにあがった時は先生でしょう。「今日からあなたの後輩になります」と私のところへ挨拶にみえて、本当に腰を抜かささんばかりに驚いたようなわけでございます。私の1年先輩の高田敏武、養子になって浪崎敏武、彼はもう死にましたが、同文書院の卒業免状を持っておりながら、もう一遍やり直すと言って愛知大学の予科へもぐりこんで、そして卒業していきました。卒業する時に愛知大学の先生に雇っていただきたいと小岩井先生も残すつもりで運動されたけれども、若手の先生とバランスがとれなくなって結局あきらめざるを得なかった。さまざまな学歴の人達が一種異様におりまして、ちょうど大阪落城の時の豊臣方の軍勢のように、豪傑ばかりが本当に雲のように湧き出るとというのが、創設当時の状況でござい

ます。ちょうど落ち着いた時分に学長先生がお見えになり、愛知大学を取り鎮められて天下が安定したというようなことで、戦国争乱の時だったわけでございます。

石井 そうでもなかったと思いますけれども。

杉浦 学生と講師を兼ねて。

石井 それは池上先生だけじゃないんです。中国語の金丸先生も同文書院を卒業して講師の資格を持っていたんですけども、法経学部を出ないといけないということでまた法経学部へ入り直して。金丸さんは同文書院の先生で、そのためこれ以上は愛大の教員になってはいけないというマッカーサーの指令があり、そこで止むを得ず学生になられたのです。それで納得した。

司会 本日は長時間お話しいただき、議論もしていただきましてありがとうございました。私が初めて聞いたようなお話もございました。

越知 次は6月9日の土曜日に、もと学長の牧野由朗先生を講師にお招きして、「愛知大学と東亜同文書院大学と私」というテーマでお話をさせていただくことになっておりますので、またぜひご参集いただければありがたいと思います。

司会 最後に石井先生を拍手でお送りください。どうもありがとうございました。